

地方独立行政法人北海道立総合研究機構 構造計算適合性判定業務規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この構造計算適合性判定業務規程（以下「業務規程」という。）は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）が、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の35の5第1項に規定する指定構造計算適合性判定機関として行う法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される法第6条の3第1項及び法第18条第5項に規定する構造計算適合性判定（以下「判定」という。）の業務の実施について、法第77条の35の12の規定により必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この業務規程において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築確認等 建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号。以下「機関省令」という。）第15条第1号に規定する建築確認等の申請をいう。
- (2) 判定対象建築物 法第6条の3第1項又は第18条第5項の規定により構造計算適合性判定を受けなければならない建築物をいう。
- (3) 特定構造計算基準 法第20条第1項第2号若しくは第3号に定める基準（同項第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同項第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同項第3号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）
- (4) 特定増改築構造計算基準 法第3条第2項（法第86条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定により法第20条の規定の適用を受けない建築物について、法第86条の7第1項の政令で定める範囲内において増築若しくは改築をする場合における同項の政令で定める基準（特定構造計算基準に相当する基準として政令で定めるものに限る。）
- (5) 建築主等 建築主及びその代理者をいう。
- (6) 理事長 法人を代表し、その業務を総理する役員をいう。
- (7) 親会社等 法第77条の19第11号に規定する親会社等をいう。
- (8) 特定支配関係 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第136条の2の14に規定する特定支配関係をいう。
- (9) 役員 令第136条の2の14第1項第2号に規定する役員をいう。
- (10) 判定員 法第77条の35の9に規定する構造計算適合性判定員をいう。
- (11) 判定委員 構造計算に関して専門的な識見を有する者として道総研の理事長（以下「理事長」という。）が委嘱した構造計算適合性判定委員をいう。
- (12) 親族 配偶者並びに一親等の血族及び姻族をいう。
- (13) 制限業種 次に掲げる業種のうち建築物又はその敷地（以下「建築物等」という。）に係るもの（国、都道府県及び市町村の建築物等並びにこれらの機関から業務実施の要請があった建築物等に係るものを除く。）をいう。
 - イ 設計・工事監理業（工事請負契約事務、工事の指導監督、手続の代理等の業務及びコンサルタント業務を含む。ただし、建築物等に関する調査、鑑定業務は除く。）
 - ロ 建設業
 - ハ 不動産業（土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。）
- (14) 署名等 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「デジタル行政推進法」という。）第3条第6号に規定する署名等をいう。
- (15) 電磁的記録 デジタル行政推進法第3条第7号に規定する電磁的記録をいう。
- (16) 電子情報処理組織 道総研の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- (17) 申請等 デジタル行政推進法第3条第8号に規定する申請等をいう。
- (18) 処分通知等 デジタル行政推進法第3条第9号に規定する処分通知等をいう。
- (19) 電子申請 デジタル行政推進法第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請等をいう。
- (20) 電子交付 デジタル行政推進法第7条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行

う処分通知等の交付をいう。

(判定業務実施の基本方針)

第3条 判定業務は、法、これに基づく命令、告示、条例及びこれらに係る通知（技術的助言）並びに北海道知事（以下「知事」という。）が定める基準によるほか、この業務規程により、公正かつ適確に実施するものとする。

2 理事長は、毎年度、判定業務が公正かつ適確に行われるようにするため、目標の設定及び見直しのための措置、これらを道総研内で共有する方法等について構造計算適合性判定業務実施方針として定め、職員に周知する。

(判定業務管理体制の運営、責任と権限)

第4条 理事長は、判定業務を行う区域（以下「業務区域」という。）及び業務量見込みに応じて、この業務規程に従って業務が公正かつ適確に行われるために必要な体制を構築するとともに、その実行のために必要なものとして構造計算適合性判定業務管理規則（以下「管理規則」という。）を定め、職員に周知し、実施させる。

2 構造計算適合性判定業務管理規則には、少なくとも以下に掲げる事項について、その実施に必要な事項を定める。

- (1) 構造計算適合性判定業務実施体制の見直し
- (2) 内部監査
- (3) 苦情等事務処理
- (4) 不適格案件管理
- (5) 再発防止措置
- (6) 秘密の保持

(判定業務を行う時間及び休日)

第5条 判定業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前8時45分から午後5時30分までとする。

2 判定業務の休日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで
- (4) その他として「道総研が休日と定めた日（休日の1个月前に道総研のウェブサイトへの掲載その他適切な方法により周知を行う。）」

3 判定業務を行う時間及び休日については、次に掲げる場合においては、前2項の規定によらないことができる。

- (1) 第12条第5項の説明を受ける場合その他判定に係る審査（以下「審査」という。）を行う場合
- (2) 緊急を要する場合その他正当な事由がある場合

(事務所の所在地等)

第6条 事務所の名称及び所在地は、次の表に定めるとおりとする。

	名 称	所 在 地
(1)	建 築 研 究 本 部	札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館西棟4階
(2)	建 築 性 能 試 験 セ ン タ ー	旭川市緑が丘東1条3丁目1番20号

2 指定を受けた業務区域は北海道全域、当該業務区域の知事から委任された業務範囲は判定を要する全ての建築物、当該業務区域の判定の業務を行う事務所は、前項に定めるとおりとする。

(判定業務の範囲)

第7条 道総研は、前条第2項に定めるとおり、知事から委任された業務範囲に係る判定業務を行うものとする。

2 道総研は、次の第1号から第4号までに掲げる者が建築主である建築物、第1号から第7号までに掲げる者が第2条第13号イからハまでに掲げる業種に係る業務を行う建築物その他判定業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物について、その判定業務を行わないものとする。

- (1) 道総研の理事長又は判定業務の担当役員
- (2) 第1号に掲げる者が所属する企業、団体等（過去2年間に所属していた企業、団体等を含む。）
- (3) 第1号に掲げる者の親族
- (4) 第3号に掲げる者が役員である企業、団体等（過去2年間に役員であった企業、団体等を含む。）
- (5) 第1号又は第3号に掲げる者が総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を

行使することができない株主を除く。以下同じ。）又は総出資者の議決権の100分の5以上を有している企業、団体等

- (6) 道総研の親会社等
- (7) 道総研又は道総研の親会社等が特定支配関係（令第136条の2の14第1項第3号に該当する関係を除く。）を有する者
- 3 道総研は、法第77条の35の4第6号に定める指定確認検査機関のほか、次のいずれかに該当する指定確認検査機関に対してされた建築確認等の申請又は通知に係る建築物の計画について、判定を行わないものとする。
 - (1) 道総研の理事長又は担当役員が所属する指定確認検査機関（過去2年間に所属していた指定確認検査機関を含む。）
 - (2) 道総研の理事長又は担当役員の親族が役員である指定確認検査機関（過去2年間に役員であった指定確認検査機関を含む。）
 - (3) 道総研の理事長若しくは担当役員又はこれらの者の親族が総株主又は総出資者の議決権の100分の5以上を有している指定確認検査機関
 - (4) 指定確認検査機関の代表者又は担当役員（過去2年間に代表者又は担当役員であった者を含む。）が道総研に所属する場合にあっては、当該指定確認検査機関
 - (5) 指定確認検査機関の代表者又は担当役員（過去2年間に代表者又は担当役員であった者を含む。）の親族が道総研の役員である場合にあっては、当該指定確認検査機関
- 4 前2項の場合に該当するかどうかの確認は、担当役員が該当者の一覧を作成し、職員が申請書類等と照合する方法により行う。
- 5 第1項に定める判定業務の範囲及び第3項の指定確認検査機関については、ウェブサイトへの掲載その他適切な方法により公表を行う。

第2章 判定業務の実施方法

（建築基準関係規定の改正等に伴う措置）

第8条 判定業務の担当役員は、建築基準関係規定の改正、国土交通大臣等及び特定行政庁等からの指示・連絡に係る文書を収集・保存するとともに、職員に周知・徹底するものとする。

（判定業務の処理期間等）

第9条 道総研は、関係法令の規定の解釈等を明確に判断するための、根拠資料を定め、これに基づき審査するものとする。

- 2 判定員は、前項の根拠資料では、関係法令の規定の解釈等を明確に判断できない場合は、申請等の建築物の確認審査等を行う建築主事若しくは特定行政庁に照会するなどの適切な方法により審査するものとする。
- 3 道総研は、申請に係る建築物の規模や用途に応じた標準的な判定業務の処理期間を定め、申請者に提示する。

（判定の申請、受理、引受及び契約）

第10条 判定を申請しようとする建築主等は、道総研に対し、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。）第3条の7に規定する申請書又は通知書の正本1通及び副本1通並びにこれらに添えた図書及び書類（以下「判定申請図書等」という。）に構造計算適合性判定に係る申出書（別記第1号様式）（以下「判定申出書」という。）を添えて提出するものとする。

- 2 道総研は、前項の規定による判定申請図書等及び判定申出書の提出があったときは、次の各号に掲げる事項を確認し、これを受理する。
 - (1) 判定の申請等に係る建築物が、第7条に定める判定業務の範囲に該当するものであること。
 - (2) 前項に掲げる判定申請図書等及び判定申出書が提出されていること。
 - (3) 判定申請図書等の内容が、法第18条の3第1項に規定する確認審査等に関する指針（以下「指針告示」という。）第2第2項各号によるものであること。
 - (4) 申請に係る判定申請図書等及び判定申出書の内容に明らかな瑕疵がないこと。
- 3 前項各号のいずれかの規定を満たさない場合は、建築主等に補正を求め、補正の余地のないときは受理できない理由を説明し、判定の申請を受理しない。
- 4 道総研は、第2項の規定による受理をした場合においては、建築主等に「構造計算適合性判定申請受理書（別記第2号様式）」（以下「受理書」という。）を交付するものとする。なお、構造計算適合性判定申請書（施行規則別記第18号の2様式）又は計画通知書（第42号の12の2様式）第一面に受理印を押印し、その写しをもって受理書

に代えることができるものとする。この場合において、建築主等と道総研は、別に定める「地方独立行政法人北海道立総合研究機構構造計算適合性判定業務約款」（以下「業務約款」という。）に基づき契約を締結したものとす
る。

- 5 建築主等が、正当な理由なく、受理書に記載する額の手数料を業務約款に規定する支払期日までに支払わない場合には、道総研は第2項の受理を取り消すことができる。
- 6 道総研は、前5項の規定に関わらず、判定業務の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に判定を実施することが困難な場合には、あらかじめ道総研のウェブサイトへの掲載その他適切な方法により周知を行い、判定業務を引き受けない。

（業務約款に盛り込むべき事項）

第11条 業務約款には、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- （1）建築主等は、道総研の請求があるときは、道総研の判定業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る計画に関する情報を遅滞なくかつ正確に道総研に提供しなければならない旨の規定。
- （2）建築主等は、申請に係る計画に関し道総研がなした特定構造計算基準又は特定増改構造建築計算基準（以下「特定構造計算基準等」という。）への適合性の疑義等に対し、追加説明書の提出その他の必要な措置をとらなければならない旨の規定。
- （3）判定手数料に関する事項のうち、次に掲げるもの。
 - イ 判定手数料の額の決定に関すること。
 - ロ 判定手数料の支払い期日に関すること。
- （4）判定業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの。
 - イ 適合判定通知書又は適合しない旨の通知書（第16条第1項の通知書をいう。以下この項において「適合判定通知書等」という。）を交付する期日（以下「業務期日」という。）に関すること。
 - ロ 道総研は、天災地変その他の不可抗力によって、業務期日までに適合判定通知書等を交付することができない場合は、建築主等に対してその理由を明示した上で、必要と認められる業務期日の延期を請求することができること。
- （5）契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの。
 - イ 建築主等は、適合判定通知書等が交付されるまでの間に、道総研に書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。この場合において、道総研は、既に支払われた判定手数料を返還せず、未だ支払われていない判定手数料の支払いを請求できるほか、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - ロ 建築主等は、道総研がその責に帰すべき事由により業務期日までに適合判定通知書等の交付をしないときその他の道総研の責に帰すべき事由により当該契約を維持することが相当でないと認められるときは、当該契約を解除することができること。この場合において、既に支払った判定手数料の返還を請求できるほか、生じた損害の賠償を請求することができること。
- （6）道総研が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの。
 - イ 建築主等は、適合判定通知書等の交付を受けた後において判定の判断に誤りが発見されたときは、道総研に対して、追完及び損害賠償を請求することができること。ただし、その誤りが、道総研の責に帰することができない事由に基づくものであることを道総研が証明したときは、この限りでないこと。
 - ロ イの請求の期限に関すること。

（判定の実施）

第12条 道総研は、第10条第2項の規定による受理をしたときは、速やかに判定員に判定を実施させることとする。

- 2 判定員は、次の第1号から第4号までに掲げる者が建築主である建築物、第1号から第5号までに掲げる者が第2条第13号イからハまでに掲げる業種に係る業務を行う建築物又は建築確認等を行う建築物その他判定業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物について、判定業務に従事してはならないこととする。
 - （1）当該判定員
 - （2）第1号に掲げる者が所属する企業、団体等（過去2年間に所属していた企業、団体等を含む。）
 - （3）当該判定員の親族
 - （4）第3号に掲げる者が役員である企業、団体等（過去2年間に役員であった企業、団体等を含む。）
 - （5）第1号又は第3号に掲げる者が総株主又は総出資者の議決権の100分の5以上を有している企業、団体等
- 3 道総研は、判定に係る審査の結果を原則として2名以上の判定員により審議し、判定を行うこととする。
- 4 判定員は、指針告示第2に定める構造計算適合性判定に関する指針及び道総研が作成した判定に関するマニュアル

ルに従って、審査を行うこととする。

- 5 道総研は、審査の実施にあたって必要があると認めるときは、建築主等に対して構造計算に関する説明を直接求めることとする。
- 6 道総研は、第3項の審議の結果、特定構造計算基準等に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、指針告示第2第4項第5号の規定に基づき、建築主等に対して、その旨及びその理由を「適合するかどうかを決定することができない旨の通知書（施行規則別記第18号の11様式又は第42号の12の11様式）」により、通知することとする。
- 7 前項の場合において、第10条第1項に規定する判定申請図書等の補正がなされ、又は判定申請図書等の記載事項における不明確な点を説明するための追加説明書の提出がなされたときは、指針告示第2第4項第5号の規定に基づき、これらの図書及び書類を判定申請図書等の一部として審査することとする。
- 8 前2項の場合において、第6項の通知書が建築主等に到達した日から前項の補正された判定申請図書等又は追加説明書が道総研に到達した日までの日数は、第16条第1項の期間及び第17条第1項の延長する期間に含めないものとする。
- 9 道総研は、施行規則第3条の10の規定により読み替えて適用される施行規則第3条の8及び指針告示第2第3項第3号の規定に基づき、建築確認等の審査において留意すべき事項がある場合には、当該事項の内容を建築主事若しくは建築副主事（以下「建築主事等」という。）又は指定確認検査機関に通知する。
建築確認等が未提出の場合において、留意すべき事項に対する建築主事等又は指定確認検査機関の回答がなければ、特定構造計算基準等に適合するかどうかを決定することができない場合は、第6項により適合するかどうかを決定することができない旨の通知書を建築主等に対して交付する。一方、建築主事等又は指定確認検査機関の回答がなくとも特定構造計算基準等に適合するかどうかを決定することができる場合は、第16条により適合判定通知書又は適合しない旨の通知書を建築主等に対して交付した上で、建築主等から建築確認等の申請又は通知をした旨の届け出を受理次第すみやかに留意すべき事項の内容を建築主事等又は指定確認検査機関に通知する。
また、建築主事等又は指定確認検査機関から、施行規則第1条の4及び指針告示第1第4項第3号ロ(1)の規定に基づき、適合判定通知書又は適合しない旨の通知書を交付する前に、判定において留意すべき事項の通知を受けた場合には、道総研は、指針告示第2第3項第3号の規定に基づき、当該通知の内容を確かめ審査を行い、求められた留意事項に対する回答を当該建築主事等又は指定確認検査機関に通知することとする。
- 10 判定員は、第5項に規定する場合を除き、審査の経過及び結果を記載し、かつ指針に従って判定を行ったことを証する書類として「構造計算適合性判定チェックリスト（別記第6号様式）」（以下「判定チェックリスト」という。）を作成する。
- 11 道総研は、前項の判定チェックリスト及び判定の所見等に基づき、第16条第1項の通知書を交付する。
- 12 判定業務に従事する職員で判定員以外の者は、判定員の指示に従い、判定申請図書等の受理その他判定業務に係る補助的な業務を行う。
- 13 道総研は、指針告示第2第4項第6号の規定により、判定を行っている期間中において建築主等が判定の申請に係る建築物の計画を変更しようとするときは、その判定に係る申請書等の差替え又は訂正は認めないものとする。

（国土交通大臣が定めた方法による場合の判定の審査方法）

第13条 法第20条第1項第二号イの規定に基づき、令第81条第2項に規定する基準に従った構造計算で国土交通大臣が定めた方法によるものについての判定は、指針告示別表（い）欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表（ろ）欄に掲げる図書に基づき、同表（に）欄に掲げる判定すべき事項について審査することとする。

（大臣認定プログラムによる場合の判定の審査方法）

第14条 法第20条第1項第2号イ又は第3号イの規定に基づき令第81条第2項又は第3項に規定する基準に従った構造計算で大臣認定プログラムによるものについての判定は、前条及び次の各号に定めるところにより行うこととする。この場合において、電磁的記録媒体の提出があったときは、指針告示別表（に）欄に掲げる判定すべき事項のうち、国土交通大臣によるプログラムの認定にあたり国土交通大臣が指定した図書以外の図書に係る判定すべき事項については、その審査を省略できるものとする。

- （1）判定に係る建築物の構造の種別、規模その他の条件が大臣認定プログラムの使用条件に適合することを確認すること。
- （2）判定に係る建築物の設計者が用いた大臣認定プログラムと同一のものをを用いて、電磁的記録媒体に記録された構造設計の条件に係る情報により構造計算を行い、当該構造計算の結果が提出を受けた構造計算書に記載された構造計算の結果と一致することを確認すること。

(3) 提出を受けた構造計算書に大臣認定プログラムによる構造計算の過程について注意を喚起する表示がある場合にあっては、当該注意を喚起する表示に対する検証が適切に行われていることを確かめること。

2 前項第2号において、道総研が行う構造計算は、道総研が保有又はリース契約する大臣認定プログラムで行う。

(専門的な識見を有する者への意見聴取)

第15条 道総研は、法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される法第6条の3第3項又は法第18条第7項の規定により、次のいずれかに該当する場合において必要があると認めるときは、構造計算に関して判定委員の意見を聴くものとする。

(1) 一般的に用いることが認められている基準とは異なる基準により構造計算が行われている場合。

(2) 極めて高度な知識が要求される場合。

(3) その他道総研が判定を行うにあたって必要があると認める場合。

2 道総研は、判定委員から意見を聴くときは、あらかじめ、意見聴取すべき事項及びこれに関する判定員の見解を建築主等に示した上で、当該意見聴取すべき事項に関する見解を建築主等に求めるものとする。この場合の手続は、第12条第6項に定めるところによる。

3 判定委員は、前項の判定員及び建築主等の見解の妥当性について意見を述べるものとする。この場合、意見は原則として2名以上の判定委員の合議に基づくものとする。

4 判定員は、判定委員の意見を踏まえて、第12条第10項の判定チェックリスト及び判定の所見等を取りまとめる。

5 道総研は、判定委員から意見を聴いたときは、当該意見に関する記録を機関省令第31条の11第1項に規定する図書及び書類として記録するものとする。

(適合判定通知書の交付等)

第16条 道総研は、法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される法第6条の3第4項又は法第18条第8項の規定により、当該判定申請を受理した日から14日以内に、特定構造計算基準等に適合する場合は「適合判定通知書（施行規則別記第18号の8様式又は第42号の12の8様式）」を、適合しない場合は「適合しない旨の通知書（施行規則別記第18号の9様式又は第42号の12の9様式）」を建築主等に書面で交付するものとする。この場合において、判定申請を受理した日とは第10条第3項の規定により道総研が受理する判定申請図書等（第10条第4項の規定により道総研が建築主等にその補正を求めた場合は、当該補正後のもの）が道総研に到達しその内容を確認した日とする。

2 前項の規定による交付は、判定申請図書等の副本を添えて行う。

3 道総研は、適合判定通知書を交付した後に、指針告示第2第4項第7号に基づき、建築主事等又は指定確認検査機関から判定の結果等について照会があった場合は、当該建築主事等又は指定確認検査機関に対して、当該照会に対する回答その他必要な措置を講じるものとする。

(判定期間の延長)

第17条 道総研は、法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される法第6条の3第5項又は法第18条第9項の規定に基づき、法第20条第1項第2号イの構造計算が同号イに規定する方法により適正に行われたものであるかどうかの判定を求められた場合その他施行規則第3条の9第2項又は施行規則第8条の2第2項で定める場合に限り、前条第1項の期間内に建築主等に同項の適合判定通知書又は適合しない旨の通知書を交付することができない合理的な理由があるときは、35日の範囲内において、同項の期間を延長することができる。

2 前項の規定により前条1項の期間を延長する場合は、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した「期間を延長する旨の通知書（施行規則別記第18号の10様式又は第42号の12の10様式）」を前条第1項の期間内に建築主等に交付するものとする。

(判定の申請等の取り下げ)

第18条 建築主等は、第16条第1項の通知書の交付前に、当該申請等を取り下げる場合は、その旨を記載した「構造計算適合性判定申請等取下届（別記第9号様式）」を道総研に提出するものとする。

2 前項の場合においては、道総研は、判定業務を中止し、判定申請図書等を建築主等に返却するものとする。

(判定を受けた計画の変更の申請)

第19条 建築主等の都合により当該判定を受けた建築物等の計画が変更され、道総研に当該計画変更の判定の申請がなされた場合の判定業務の実施方法は、第10条から前条までの規定を準用する。申請にあたり建築主等は、「計画

変更構造計算適合性判定申請書（施行規則別記第18号の3様式）」又は「計画変更通知書（施行規則別記第42号の12の3様式）」を道総研に提出する。

（判定の記録）

第20条 判定員等は、判定業務の実施にあたり行った指示、指摘及びこれらに対する建築主等の回答、措置等を遅滞なく記録する。

第3章 判定手数料等

（判定手数料の設定）

第21条 道総研は、判定業務の実施にかかる手数料を別に定める「地方独立行政法人北海道立総合研究機構諸料金規程」に定める。

2 手数料の増額又は減額を行う場合には、改正後の額の適用の前に、あらかじめその内容及び時期についてウェブサイトへの掲載その他適切な方法により公表する。

3 判定手数料は、一の建築物ごとに別に定める額とする。ただし、令第36条の4に定める建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している部分（地上部部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合も含む。）は、それぞれ別の建築物とみなす。

（判定手数料の収納）

第22条 建築主等は、受理書と同時に交付する振込依頼書により、受理書に記載された判定手数料の額を指定の納入方法により指定の期日までに納入するものとする。

2 前項の納入に要する費用は、建築主等の負担とする。

3 建築主等は、別途協議により、別の納入方法をとることができる。

（判定手数料の返還）

第23条 道総研が収納した判定手数料は返還しない。ただし、道総研の責に帰すべき事由により判定業務が実施できなかった場合には、この限りではない。

第4章 判定業務の実施体制

（判定業務の組織体制）

第24条 判定業務は、他の業務（建築物の確認検査等に関する業務を除く。）と独立した部署で行い、担当役員を配置する。

2 判定業務の実施に係る最高責任者は理事長とし、担当役員が判定業務に係る管理の責任と権限を持つ。

3 道総研の役員及び判定業務に従事する職員（判定員、判定委員を含む。）は、その職務の執行にあたって厳正かつ公正を旨とし、不正の行為のないようにしなければならない。

4 担当役員は、判定業務に従事する職員が、前項を満たして業務を行うことを確実にするための措置を講じるものとする。

5 道総研は、道総研で実施する大臣認定プログラムを使用した判定のすべてに対応できる大臣認定プログラムを使用できる環境を整備することとする。

（判定員の選任）

第25条 道総研は、判定業務を実施させるため、法第77条の35の9第2項の規定により、法第77条の66第1項の登録を受けた者のうちから、判定業務の適確な実施のために必要な人数として2人以上の判定員を選任するものとする。

2 判定員は、道総研の職員から選任するほか、道総研の職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。

3 道総研は、第1項の規定により判定員を選任したときは、「指定構造計算適合性判定機関構造計算適合性判定員選任等届出書（機関省令別記第10号の4様式）」を知事に提出するものとする。

4 第1項の判定員の数は、前年度の判定の実績に応じ、機関省令第31条の3の3の規定により必要とされる人数以上となるように毎年度見直しを行う。

5 前4項の規定にかかわらず、道総研は判定の求めの件数が一時的に増加すること等の事情により、判定業務を適

確に実施することが困難となった場合にあっては、速やかに、新たな判定員を選任する等の適切な措置を講じるものとする。

（判定員の解任）

第26条 道総研は、判定員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その判定員を解任するものとする。

- （１）法第77条の35の9第4項の規定による知事の解任命令があったとき。
- （２）職務上の業務違反その他判定員としてふさわしくない行為があったとき。
- （３）心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- （４）その他解任の必要があると認められるとき。

2 道総研は、前項の規定により判定員を解任したときは、前条第3項の「指定構造計算適合性判定機関構造計算適合性判定員選任等届出書」を知事に提出するものとする。

（判定員の配置）

第27条 判定業務を実施するため、道総研の職員の判定員を建築研究本部に2人以上配置する。

2 理事長は、第25条第5項の規定に基づく措置を行った場合には、その見込まれる業務量を適正に処理できるよう、判定員の配置を見直す。

（判定委員の選任）

第28条 道総研は、第15条第1項の規定により意見を聴くため、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、判定委員を選任するものとする。

- （１）学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学又はこれに相当する外国の学校において建築物の構造に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあった者
- （２）建築物の構造に関する分野の試験研究機関において試験研究の業務に従事し、又は従事した経験を有する者で、かつ、当該分野について高度の専門的知識を有する者
- （３）法第77条の42第1項の認定員若しくは法第77条の56第2項において準用する法第77条の42第1項の評価員であり、又はあった者
- （４）地方公共団体が設置する耐震診断等判定委員会その他これに類する委員会の委員であり、又はあった者など、理事長が建築物の構造に関して特に優れた専門的知識及び技術を有する者として認める者

2 判定委員は、道総研の職員から選任するほか、道総研の職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。

（判定委員の解任）

第29条 道総研は、判定委員が次のいずれかに該当する場合においては、その判定委員を解任するものとする。

- （１）職務上の業務違反その他判定委員としてふさわしくない行為があったとき。
- （２）心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- （３）その他解任の必要があると認められるとき。

（秘密保持義務）

第30条 道総研の役員及びその職員（判定員、判定委員を含む。）並びにこれらの者であった者は、判定業務に関して知り得た秘密及び個人情報を漏らし、又は盗用してはならない。

第5章 判定業務の公正かつ適確な実施を確保するための措置

（判定業務管理体制の見直し）

第31条 理事長は、道総研の構造計算適合性判定業務管理体制が引き続き適切、妥当で、かつ効果的であることを確実にするために、年1回、次事業年度の開始前までに、定期的に構造計算適合性判定業務管理体制の見直しを行う。また、道総研及び道総研の業務をとりまく環境の変化、社会的要請の変化、内部監査の結果、外部からの要求等により必要と判断した場合には、随時、構造計算適合性判定業務管理体制の見直しを行う。

2 判定業務が公正かつ適確に行われることを確実にするために、構造計算適合性判定業務管理体制を継続的に改善する。

（内部監査）

第32条 道総研は、適正な構造計算適合性判定業務実施体制が維持されているかどうかを検証するため、原則として年1回、内部監査を行う。

2 内部監査においては次に掲げる事項を監査する。

- (1) 法、法に基づく命令及び条例、これらに関わる技術的助言、指針、その他関係法令への適合状況
- (2) この業務規程への適合状況
- (3) 第3条に規定する判定業務実施の基本方針への適合状況
- (4) 構造計算適合性判定業務実施体制の状況
- (5) この業務規程の内容の見直しの必要性

3 内部監査の結果、改善の指摘があった場合は、次の各号に掲げる措置のうち当該指摘事項の改善のために必要なものを講じるものとする。

- (1) この業務規程の内容の見直し
- (2) 第12条第4項のマニュアルの見直し
- (3) 第25条第5項の措置
- (4) 第26条第1項の解任
- (5) その他判定業務の公正かつ適確な実施を確保するために職員、設備、判定業務の実施の方法その他の事項に関して必要な措置

4 道総研は、前項の措置に関する計画を作成したときは、速やかに知事に報告するものとする。

(苦情等の事務処理)

第33条 道総研は、判定業務について当該業務の依頼者又は当該業務の他の当事者から受けた業務に関する苦情に適切に対応する。

2 道総研は、法第94条第1項に規定する審査請求が行われた場合において、これに適切に対処する。

3 前2項の苦情、審査請求及びこれらに対して道総研がとった処置は、遅滞なく記録するものとする。

(不適格案件の管理)

第34条 道総研は、不適格案件（建築基準関係規定に適合しない又は適合するかどうかを判定できない案件について、誤って適合判定通知書を交付したものをいう。以下同じ。）が発生した場合について適切な処理を確実に実施する。

2 道総研は、適合判定通知書を交付したあとに不適格案件であることが確認されたときは、速やかに建築主、知事及び特定行政庁にその旨を報告するとともに、特定行政庁の指示のもと適切な措置をとる。

3 担当役員は、不適格案件について、案件の概要、不適格の内容、とられた措置の内容等に関して、記録する。

(再発防止措置)

第35条 担当役員は、不適格案件の発生その他により構造計算適合性判定業務実施体制に不適切な内容が発見されたときは、不適格案件の再発防止等のため、不適格案件の原因を除去するための措置（以下「再発防止措置」という。）をとる。再発防止措置は発見された不適格案件の影響に見合ったものとする。

2 担当役員は、再発防止措置に関する以下の事項を行う。

- (1) 不適格案件の内容確認
- (2) 不適格案件発生の原因の特定
- (3) 不適格案件が再発しないことを確実にするための措置の必要性の評価
- (4) 必要な措置の決定及び実施
- (5) 実施した措置の結果の記録
- (6) 是正措置において実施した活動の評価

(定期報告等)

第36条 道総研は、法第77条の35の17第1項の規定に基づき、知事が判定業務に関する報告を求め、又はその職員の立ち入りによる検査を行う場合は、これに応じなければならない。

(帳簿並びに図書及び書類の保存期間)

第37条 帳簿並びに図書及び書類の保存期間は、次の各号に掲げる帳簿及び書類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 法第77条の35の14第1項に規定する帳簿 機関省令第31条の14の規定による引継ぎを完了するまで
- (2) 第10条第1項の判定申請図書等、同条第4項の受理書の写し（構造計算適合性判定申請書又は計画通知書第一面に受理印を押印したものの写しをもってこれに代えた場合は除く。）、第12条第6項の適合するかどうかを決定することができない旨の通知書の写し、同条第7項の建築主等から提出された補正後の判定申請図書等及び追加説明書、第15条第5項の記録、第16条第1項の適合判定通知書又は適合しない旨の通知書の写し並びに第17条第2項の期間を延長する旨の通知書の写し（機関省令第31条の11第2項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）第16条第1項の適合判定通知書又は適合しない旨の通知書の交付を行った日から15年間

（帳簿及び判定申請図書等の保存及び管理の方法）

第38条 前条各号に掲げる帳簿及び図書等の保存は、審査中にあつては審査のため特に必要がある場合を除き判定業務執務室内において、審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、確実であり、かつ、秘密の漏れることのない方法で行う。

- 2 前項の保存は、前条第1号に規定する帳簿への記載事項及び同条第2号に規定する図書等が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は電磁的記録媒体を保存する方法によってすることができる。
- 3 前項の規定に基づき帳簿、図書等を電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に保存した場合において、当該保存したデータを印刷した書類がある場合には、当該ファイル又は電磁的記録媒体のデータを原本として扱うものとする。
- 4 役員及び職員は、機関省令第31条の11第1項に規定する図書及び書類（複写したものを含む。）を執務室以外に持ち出そうとする（郵送する場合を含む）ときは、持ち出す目的及び持ち出す先を記録管理者に報告するとともに、持ち帰ったときは、その旨を記録管理者に報告する。

（判定業務に関する書類の管理に係る別の定め）

第39条 道総研は、判定業務に関する書類（判定業務の実施の過程で行われた建築主等との打合せ等に関する書類を含む。第40条及び第42条において「記録」という。）の管理（保存、閲覧、廃棄等の方法を含む。）について構造計算適合性判定業務管理規則に定める。

（総括記録管理者の設置）

第40条 道総研に、記録等（帳簿及び記録をいう。次条において同じ。）の管理の総括責任者として、総括記録管理者1名を置く。

- 2 総括記録管理者は、道総研建築研究本部建築性能試験センター長をもって充てる。

（記録管理者の設置）

第41条 総括記録管理者は、記録等の管理の実施責任者として、記録管理者を指名する。

- 2 記録管理者は、判定業務を行う事務所ごとに1名を置く。

（記録管理簿の調製）

第42条 総括記録管理者は、記録を適切に保存するため、記録管理簿を調製し、記録管理者に記載させる。

- 2 記録管理簿には、少なくとも以下に掲げる事項を記載する。

- (1) 保存場所
- (2) 保存期間の満了する日

第6章 電子申請等の実施に関し必要な事項

（電子申請）

第43条 判定の申請については、建築主等は、あらかじめ道総研と協議した上で道総研が指定する方法で、電子申請にて行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた電子申請に対して、第10条第3項の規定により受理できない場合において、道総研は、建築主等から提出された電磁的記録を消去する。
- 3 第1項の規定により行われた電子申請に対して、第18条第1項の取下げ届を提出する場合は、建築主等は、あらかじめ道総研と協議した上で道総研の指定する方法で、電子情報処理組織にて行うことができる。この場合におい

て、道総研は、建築主等から提出された電磁的記録についてはこれを消去することにより、第18条第2項に規定する返却に代えることができる。

4 法令の規定により署名等を行うことが規定されているものを第1項及び前項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、申請データに申請者の氏名又は名称を記録する措置により代えることができる。

5 電子情報処理組織による申請があった場合、申請に係る電磁的記録が道総研の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録がされた時に道総研に到達したものとみなす。

6 申請に係る電磁的記録が道総研の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録ができる時間は、24時間365日とする。ただし、道総研の使用に係る電子計算機が保守等により記録ができない時間を除く。

7 電子情報処理組織により申請が行われた場合においては、当該電磁的記録の提出をもって、書面で申請する場合に必要とする部数の提出があったものとみなす。

8 電子申請を実施する場合には、第10条の業務約款に少なくとも次の事項を記載する。

(1) 電子申請に係る電磁的記録が到達した時間に応じた判定の業務の開始に関する規定

(2) 電子申請に係る業務を行う事務所に関する規定

(電子交付等)

第44条 道総研は、次の各号に掲げるいずれかの方式により建築主等が電子交付を受ける旨の表示をする場合に、法令の規定に基づき交付する処分通知等について、あらかじめ建築主等と協議した上で道総研が指定する方法で、電子交付を行うことができる。

(1) 処分通知等を受けるための識別番号及び暗証番号の入力等による電子情報処理組織への接続

(2) 建築主等が道総研に対して、電子交付を受けることを希望する旨を電子情報処理組織を使用する方法又は書面により通知すること

2 法令の規定により署名等を行うことが規定されているものについて電子交付を行う場合には、当該署名等については、次の各号に掲げるいずれかの措置により代えることができる。

(1) 処分通知等のデータに電子署名を行い、そのデータを道総研の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する措置

(2) 処分通知等のデータに処分番号、処分日、処分者の氏名又は名称等を記録する措置

3 道総研は、法令の規定によらない書面等の交付について、あらかじめ建築主等と協議した上で道総研が指定する方法で、電子情報処理組織にて行うことができる。

(電子申請に係る電磁的記録の保存)

第45条 道総研は、第43条第1項により申請された電磁的記録を第37条第1項に基づき保存する場合においては、当該電磁的記録が第16条第1項に基づく適合判定通知書を交付した日と同じ状態にあることを第37条第1項に定める保存期間内を通じて確認することができる状態で保存するものとし、滅失を防止する対策を講じなければならない。

(電子情報処理組織による業務の実施)

第46条 道総研は、電子情報処理組織による業務の実施方法等に係る措置について別に定める。

(構造計算適合性判定業務に関する電磁的記録の管理に係る別の定め)

第47条 道総研は、第43条第1項による電子申請を行わせる場合、第39条に規定する定めとともに、判定業務に関する電磁的記録の管理について構造計算適合性判定業務管理規則に定めるものとする。

(電子情報管理者の設置)

第48条 道総研は、電子情報処理組織にて業務を行う場合、電子情報の保護管理の責任者として、電子情報管理者1名を置く。

(情報セキュリティ責任者の設置)

第49条 道総研は、電子情報処理組織にて業務を行う場合、情報セキュリティ対策の責任者として、情報セキュリティ責任者1名を置く。

第7章 雑則

（電子情報処理組織に係る情報の保護）

第50条 道総研は、電子申請の受理、電子交付等、電磁的記録の保存やネットワークを介した送受信等を適切に行い、情報漏えい、電子申請に係る電子計算機への不正アクセス行為や電磁的記録の改ざん等を防ぐため、厳格なセキュリティ対策を講じ、その措置について別に定める。

（判定業務の休廃止の許可の申請）

第51条 道総研は、法第77条の35の18第1項の規定により判定業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、指定構造計算適合性判定機関業務休廃止許可申請書（機関省令別記第10号の7様式）を知事に提出するものとする。

（判定業務の引継ぎ）

第52条 道総研は、法第77条の35の21第3項に規定する場合には、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- （1）判定業務を知事に引き継ぐこと。
- （2）第37条第1号に規定する帳簿並びに同条第2号に規定する図書等を知事に引き継ぐこと。
- （3）その他知事が必要と認める事項

2 前項の規定の実施に要する費用は、道総研の負担とする。

（書類が円滑に引渡しされるための措置）

第53条 道総研は、判定業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、機関省令第31条の12の規定に基づく申請の提出の前に、次に掲げる事項を行うものとする。

- （1）機関省令第31条の14第1項の規定により引き継ぐべきすべての書類の存否を確認すること。
- （2）第1号に規定する書類を分類し、保存すること。
- （3）第1号に規定する書類の一覧表を作成し、知事に提出すること。
- （4）第1号に規定する書類の存否確認が完了したのち、その旨を知事に報告する。なお、紛失があった場合は知事の指示に従い、書類の回復に代わる措置（建築主からの副本の借り受け及び複写等）を講じること。

2 前項に定めるもののほか、道総研は、機関省令第31条の14第1項の規定に基づく書類の引継ぎを行うこととなった場合に、円滑に引渡を行うことができるよう、あらかじめ必要な措置を講じる。

（書類の備置き及び閲覧）

第54条 道総研は、法第77条の35の15の規定に基づく書類の閲覧の求めに適切に対応するため、閲覧場所を指定するとともに、必要な設備及び体制を整備する。

2 閲覧させる書類は、法第77条の35の15各号に掲げるものとする。

3 道総研は、前2項に定めるもののほか、第1項の閲覧に関する事項を別に定め、判定業務を行う事務所における備付け、メール等での提供その他適切な方法により公開する。

（業務区域等の掲示）

第55条 道総研は、法第77条の35の13の規定に基づき、業務区域、指定の番号、指定有効期間、道総研の名称、理事長氏名、主たる事務所の住所及び電話番号、取り扱う建築物を第6条の事務所において公衆に見やすいように掲示するとともに、ウェブサイトへの掲載により公表を行う。

（事前相談）

第56条 道総研に判定を申請しようとする建築主等は、申請に先立ち、事前に相談することができる。

附則（平成22年4月1日）

この業務規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則（平成22年5月25日）

この業務規程は、平成22年6月1日から施行する。

附則（平成23年3月25日）

この業務規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則（平成23年12月 2 日）

この業務規程は、平成23年12月 5 日から施行する。

附則（平成27年 5 月19日）

1 この業務規程は、平成27年 6 月 1 日から施行する。

2 この業務規程の施行の日前に、建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号）による改正前の建築基準法（以下「旧法」という。）第 6 条第 1 項、第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請又は旧法第18条第 2 項の規定による通知がされている建築物については、なお、従前の例による。

附則（平成30年 2 月20日）

この業務規程は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成31年 3 月27日）

この業務規程は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 2 年 4 月14日）

この業務規程は、令和 2 年 5 月26日から施行する。

附則（令和 3 年 3 月22日）

この業務規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 5 年 3 月14日）

この業務規程は、令和 5 年 3 月20日から施行する。

附則（令和 7 年 3 月28日）

この業務規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

〈別記様式一覧〉

別記第 1 号様式：構造計算適合性判定に係る申出書

別記第 2 号様式：構造計算適合性判定申請受理書

別記第 3 号様式：建築確認審査を行うにあたって留意すべき事項の通知書

別記第 4 号様式：削除

別記第 5 号様式：削除

別記第 6 号様式：判定チェックリスト（許容応力度等・保有水平耐力計算用、全構造共通）

別記第 7 号様式：削除

別記第 8 号様式：削除

別記第 9 号様式：構造計算適合性判定申請等取下届

別記第10号様式：削除

別記第11号様式：削除